

【特集】法と権利の現象学の現在

鈴木 崇志

「法」と「権利」は、現象学において長らく論じられてきた話題であった。例えばミュンヘン・ゲッティンゲン学派に属するA・ライナッハは、『民法のアプリオリな基礎』(1913)において、社会的関係のなかで形成される志向的体験のうちに法的な諸概念の起源を求め、それらの概念に関するアプリオリな法則を解明しようとしている。またH・ケルゼンの純粹法学の影響下でフッサール現象学を受容し、1920年代以降に活躍した研究者としてはF・カウフマン、F・シュライアー、尾高朝雄らを挙げることができる。さらに第二次世界大戦後には、E・レヴィナスが他者への責任を起点として独自の法・権利の議論を提示し、その着想はB・ヴァルデンフェルスらに受け継がれている。

このように法と権利の現象学は豊かな広がりをもっている。のみならず、その研究は現在でも進行中であり、ますますその存在感を強めていると言ってよい。例えば現代の現象学研究者ソフィー・ロイドルトは上述のような研究史に幅広く目配りをして「法と権利の現象学(Rechtsphänomenologie)」に関する著作を数多く公表している(Loidolt 2010, 2017, *et al.*)。また2023年に*The New Yearbook for Phenomenology and Phenomenological Philosophy*においてライナッハに関する特集が組まれたことも記憶に新しい。さらに、政治哲学者ミゲル・アバンスールの「無始原」論のうちに、レヴィナス読解の一つの可能性を見いだすこともできるだろう(アバンスール 2019)。法や権利はいかにして形成されるのか、そしていかにして揺るがされ修正に向かうのか——こうした問題を私たちの経験に即して理解しようとする現象学的アプローチは、戦争・感染症・環境・セクシュアリティなどの諸問題において既存の法と権利の枠組みが問いただされている今、ますます重要性を増している。

こうした問題意識のもとで、本会委員の青山治城(神田外語大学)、家高洋(東北医科薬科大学)、鈴木崇志(立命館大学)の企画により、2023年12月2日に、立命館大学衣笠キャンパスにおいて日本現象学・社会科学会第40回シンポジウム「法と権利の現象学の現在」が開催された。このシンポジウムの目的は、上述のような現代に至るまでの法と権利の現象学の展開を踏まえつつ、その理論的側面と実践的側面の両面に目配りをした議論を行うことであった。すなわち、法や権利に現象学的にアプローチするとはどういうことかという理論的問題に加えて、そのようなアプローチが現代の法や権利をめぐる諸課題においてどのような意義を持ちうるかという実践的問題にも取り組むことが目指されたのである。

そしてこのシンポジウムにおいては、これらの問題を多面的に論じるべく、根岸陽太氏(西南学院大学)、松葉類氏(立命館大学)、宮田賢人氏(小樽商科大学)を登壇者としてお迎えして議論が進められた。根岸陽太氏は、近年、フッサールの生活世界論に依拠した現代の国際法学への問題提起や、他者の生きられた経験を分析の中心に据える現象学的「人権法意識論」の提示を行っている(根岸 2021, 2022)。また松葉類氏は、レヴィナス研究の観点

から、倫理的責任とは区別される意味での「政治的責任」概念にもとづいたデモクラシー論を展開し、レヴィナスの現象学が政治や法へとつながる道筋を描き出している（松葉 2023）。そして宮田賢人氏は、尾高朝雄やフッサールの議論を手がかりとした「法的確信」についての現象学的分析などを行い、法という対象の構成に関する研究に取り組んでいる（宮田 2022）。このように現代社会に生きる人びとへの細やかな目配せをしつつ魅力的な議論を展開するお三方によって、「法と権利の現象学の現在」に関して、それぞれの専門分野からの提題がなされた。

根岸陽太氏の提題「国際法志向性の現象学的分析」においては、国際法学の分野への現象学の適用可能性が、静態的分析、発生的分析、世代的分析の三つの水準で論じられた。静態的分析とは、慣習国際法の分野に作用・意味・対象という現象学の道具立てを取り入れることで法的信念・慣習国際法・一般慣行の関係を解明することである。そして発生的分析とは、上述の三項関係を、過去把持・原印象・未来予持等の概念を用いて発生の過程に即して説明することである。さらに世代的分析においては、故郷世界と異郷世界という枠組みを用いて西洋中心的な国際法観を是正することなどが課題となる。豊富な具体例を用いつつ提示されたこれらの分析方法は、国際法学の主流をなす法実証主義を批判的に検討するうえで重要だろう。

松葉類氏の提題「「厳しき法、されど法なり」——レヴィナスの法哲学のために」は、提題のタイトルにもなっている格言を手がかりとして進められた。この格言は、通例は「厳しい法であっても、法である以上は遵守されるべきである」と解されるが、レヴィナスはこれを「どんな厳しき法であっても、法である限り更新しうる」と解釈する。そのような更新を促すのが、隣人としての他者への責任の関係、すなわち倫理である。私が責任を負うべき他者が複数存在することは法を要請するが、一旦成立した法は決して不変のものではなく、責任の観点から問い直され、作り変えられうる。こうした責任と法の相互関係にもとづくレヴィナスの法哲学は、現実の法のあり方、そしてあるべき姿を考えるための洞察を与えてくれるだろう。

宮田賢人氏の提題「法への現象学的アプローチの課題と可能性——法哲学者の観点から」は、法的対象の構成に関するフッサールの着想にもとづいて、ロイドルトらの最新の法現象学の成果にも目配りをしつつ、法への現象学的アプローチの可能性を探究するものであった。こうした探究によって明らかになったのは、国家法にとどまらない法の形態の多様性、法を経験する人々の視点の相違、そして法的価値を本来的に与える感情などについて考えるうえで現象学が有効だということである。また提題を通じて示された現象学的アプローチの五つの課題（法的本質直観の分析、法秩序の静態的／動態的現象学、法的価値の構成分析、批判的法現象学）は、これから法現象学を研究しようとする人にとって不可欠の手引きとなるだろう。

これらの提題の内容は、それぞれの専門領域に立脚しつつも密接に関連しあうものであり、登壇者間での対話やフロアとのディスカッションは非常に盛り上がった。さまざまな分

野の研究者が集まる本学会において「法と権利」という大きなテーマを扱うことについては若干の不安があった。それがまったくの杞憂であったことを、シンポジウム企画者の一人として、そしてこのテーマに関心をもつ研究者の一人として嬉しく思う。登壇者として力のこもった発表をしていただいた根岸陽太氏、松葉類氏、宮田賢人氏、司会としてディスカッションを主導していただいた青山治城氏、そして議論に参加していただいたフロアの皆様に厚く御礼申し上げる。

今号の特集には、シンポジウムでの提題をもとにした根岸陽太氏、松葉類氏、宮田賢人氏の論文が収められている。お三方の貴重な論考は、「法と権利の現象学の現在」について考えるうえで決定的に重要ともものになるにちがいない。

文献

- Loidolt, Sophie, 2010, *Einführung in die Rechtsphänomenologie*, Tübingen: Mohr Siebeck.
——2017, *Phenomenology of Plurality: Hannah Arendt on Political Intersubjectivity*, New York and London: Routledge.
アバンスール、ミゲル、2019、『国家に抗するデモクラシー：マルクスとマキャヴェリアン・モーメント』、松葉類・山下雄大訳、法政大学出版局。
根岸陽太、2021、「国際法『学の危機と超越論的現象学』：事実学から人間的生へ向けられた学問へ」、『世界法年報』、第40号、103-134。
——2022、「不可視の人権侵害を可視化する：現象学的「人権法意識」論」、『国際法学』第33号、39-43。
松葉類、2023、『飢えた者たちのデモクラシー：レヴィナスの政治哲学のために』、ナカニシヤ出版。
宮田賢人、2022、「法的確信 (opinio juris) の現象学的解明：フッサール現象学を慣習法論へ応用する試み」、『現象学と社会科学』第5号、75-89。

(すずきたかし・立命館大学)